

大切な自分大切なあなた

-自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てよう-

【人権教育の目標】児童生徒（幼児を含む。以下同じ。）が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、『**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**』ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること

【人権教育の指導方法等の在り方について（第一次～第三次とりまとめ）】

～人権教育の指導方法を工夫しよう～

人権を守ろうとする人権感覚を育成するためには、自分で「感じ、考え、行動する」主体的・実践的な学習が必要です。指導方法として、児童生徒の「協力」「参加」「体験」を重視することが大切です。

協力的な学習

児童生徒が自分自身と学級集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習

- ・配慮的、支持的人間関係
- ・社会的技能や自尊感情

参加的な学習

学習の課題の発見や学習の内容の選択等も含む領域に、児童生徒が主体的に参加することを基本的要素とする学習

- ・他者への共感、尊重
- ・自己の決断や行為への責任

体験的な学習

具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習

- ・生きた知識や技能の習得

第5段階 「適用すること」

学んだことを活用し、古い態度を変更すること

第1段階 「体験すること」

学習活動（アクティビティ）・やってみること

第2段階 「話し合うこと」

生じた事柄に対する反応や観察を共有し、話し合うこと

第4段階 「一般化すること」

体験の過程で認識された「一般的行動傾向」や体験の中で「学習した事柄」とが「現実の世界」とどのような関係にあるかについて討議すること

「体験的な学習」に関する学習サイクル



第3段階 「反省すること」

体験についての洞察を行うためにその過程で認められた「一般的な行動傾向」と「心理力学（ダイナミックス）」について討議すること

【人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）】

児童生徒の発達の段階と地域の実情に即し、各教科等の特質に応じた人権教育を教育全体を通じて計画的に推進

【推進目標】

1 推進体制を確立しよう

1 人権教育の目標を立て、校内推進体制を確立するとともに、全体計画、年間指導計画を作成し、計画的、継続的、組織的に推進する。

2 正しい知識と認識を深めよう

2 全ての教職員が資質の向上を図るための計画的な研修を実施し、人権に関する正しい知識と認識を深め、豊かな人権感覚を身に付ける。

3 指導内容と指導方法を工夫しよう

3 発達段階や実態に応じた指導内容、指導方法を工夫するとともに、社会奉仕活動、自然体験活動や高齢者・障害のある人・外国人等との交流など多様で体験的な活動を充実させ、人権感覚を育成する。

4 家庭・地域等との連携を図ろう

4 家庭、地域、関係諸機関との連携を図り、保護者や地域の人々に人権教育の取組に関する情報を積極的に提供する。

5 点検・評価による見直し、改善をしよう

5 学期末や年度末に人権教育に関する活動の点検・評価を行い、次学期、次年度に向けた指導計画の見直しや指導の改善に努める。

【重点事項】

実施体制の確立
計画の作成、見直し

研修の充実
(部落差別解消法、
手話条例等)

指導方法の工夫
体験活動の充実

積極的な啓発活動
関係機関との連携

学校評価の活用

人権が尊重される人間関係づくり・雰囲気づくりを！

人権尊重の精神に立つ学校づくりは、教科等指導、生徒指導、学級経営など、学校における教育活動全体を通じて進めていくべきものであり、そのための取組は、授業をはじめとした「学習活動づくり」とともに、人権が尊重される「人間関係づくり」、「環境づくり」として、推進していく必要があります。

人権尊重の「環境づくり」は、学校全体の雰囲気そのものにかかわるものであり、こうした雰囲気は、教職員の日常的な言動の在り方や、教職員と児童生徒の間、児童生徒同士の間の人間関係の在り方等によって形作られるものです。同時に、校内において、人権尊重の雰囲気を積極的に醸成するために、人権をテーマとした様々な取組の工夫を行うことも、環境づくりの取組として有効です。

さらに、日々の学級経営においては、教室が、安心して過ごせ、学べる場となるよう、人権尊重の視点に立った教室環境の整備に努めることが重要です。

【人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)】

人権尊重の視点に立った校内環境づくりの取組例

「人権コーナー」等の設置

- いじめや差別のない人権が尊重される学校・学級づくりの必要性について考えることができるようにする。
- 児童生徒の作品に教員や友だちの評語を付けたり、本人のコメントを付けたりするなどして、肯定的なセルフイメージの高揚や、児童生徒間の相互理解の促進を図る。



人権啓発作文・標語・ポスターの作成・掲示

- 人権週間等に合わせて、人権啓発に関する作文や標語づくり・ポスターづくり等を行う。
- 作品を校内に掲示し、人権尊重の雰囲気を醸成を促進する。



人権集会・人権学習発表会等の開催、学習成果の発信

- 全校集会や学年集会等で、児童生徒が、他学年・学級の児童生徒や保護者、地域の人々に学習活動の成果を発表する機会を設ける。
- 「学校だより」「学級通信」「PTA新聞」等を通して、人権学習の成果を校内外に発信する。



人権尊重の視点に立った教室環境づくりの視点と取組例

人間関係を深め、安心して生活・学習ができる場づくり

- 前面に、学級目標を掲示する。また、それを児童生徒の自画像で囲むなどして、一人一人の帰属感を高める。
- 「学級の歴史」コーナーを設置し、一人一人が学級づくりに参画している実感を持たせる。
- 「今月の誕生日」、「私の好きな言葉」、「本や音楽の紹介」等のコーナーを設け、児童生徒の相互理解や交流を深めるきっかけとする。
- 学級組織(係)ごとのコーナーを設け、学級への願いや要望、よりよい学級生活をつくるための問題提起を行う。
- 「気持ちを表す言葉」、「聞き方、話し方のスキル」など、コミュニケーションを円滑にするための手がかりとなるポスターを示す。
- 学習で使ったものや学習内容の要点を示す掲示物を貼り出し、学習内容の振り返りや課題解決のヒントとして活用する。
- いつでも活用できるように、辞書や事典類を常備しておく。
- 学習の成果物(作品等)を掲示する。その際、児童生徒自身の解説や評価、教員の評語を添え、達成感や有用感、肯定的なセルフイメージの形成を図る。



課題意識を高める場づくり

- 児童生徒に話題を提供したり、問題意識を喚起するような情報を教師が意図的に掲示したりする。
- 学習内容に沿ったクイズやコラムなどを掲示したり、児童生徒が関心を持った時事的・社会的な情報を掲示する「切り抜きコーナー」を設置したりして、日常の学習を広げたり、学習課題設定のきっかけにしたりする。

発見の喜びを味わえる場づくり

- 児童生徒が集めた情報の中から、喜びや感動、疑問等感じたことを級友に知らせるコーナーを設置し、帰りの会等で発表させる。
- 小動物や昆虫、植物の飼育・栽培活動を通じ、生き物の成長の過程に直接触れさせ、発見したり、疑問を持つたりしたことを記録・発表させる。



創像する喜びを味わえる場づくり

- 児童生徒が共同作業をすることのできるオープンスペースを設置したり、筆記具・文房具を常備したりして、自発的・創作的な協働作業を促す。
- 詩や絵などを自由に発表することのできるコーナーを設置する。

ここちからも
チカチカ!



【人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)】

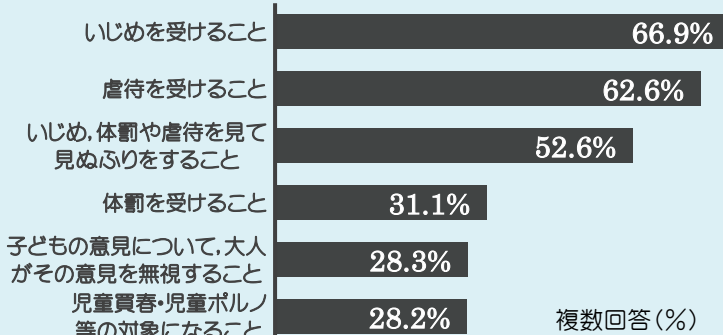
子どもの人権に係る諸問題

いじめや体罰を理由に児童生徒が自殺、親の養育放棄で乳幼児が衰弱死等、子どもが被害者である痛ましい事案が後を絶ちません。子どもも一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。学校におけるいじめの事案は、依然として数多く発生しており、家庭内における児童虐待の事案も増加し、中には死に至る深刻なケースも生じるなど、大きな社会問題となっています。

内閣府「人権擁護に関する世論調査」から

<子どもに関する人権問題>

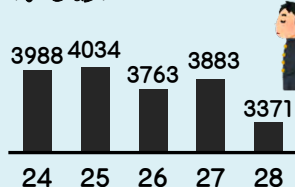
「子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？」



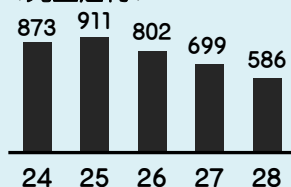
【内閣府「人権擁護に関する世論調査」H29.10調査】

人権侵犯事件の新規救済手続開始件数の推移

<いじめ>



<児童虐待>



【法務省「人権の擁護」】

人権相談に関するその他の取組(法務省)

- ◆子どもの人権110番 (全国共通:0120-007-110)
- ◆子どもの人権SOS-eメール (<http://www.jinken.go.jp>)



いじめ対策のこれまでの経緯

- 滋賀県大津市の自殺事案について報道 (H24.7)
- 「いじめ防止対策推進法」の施行(H25.9)
- いじめの防止等のための基本的な方針の策定(H25.10)
- 千葉県いじめ防止対策推進条例の施行(H26.4)
- 千葉県いじめ防止基本方針の策定(H26.8)
- いじめの防止等のための基本的な方針の改定(H29.3)
- 重大事態の調査に関するガイドラインの策定(H29.3)
- 千葉県いじめ防止基本方針の改定(H29.11)

千葉県いじめ防止基本方針改定の概要

- いじめの予防のための取組の推進
 - 公表、点検、評価等について
 - 定義に基づくいじめの判断
 - いじめの早期発見のための取組の推進
 - 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - インターネットを通じて行われるいじめへの対策
 - 重大事態の認知と調査
 - その他
 - ・いじめが解消している状態について(新規)
 - ・障害のある児童生徒、LGBT、東日本大震災・原発事故により避難している児童生徒等に対するいじめについて(新規)
 - 県独自の取組
 - ・情報モラル講演会等への講師派遣事業の実施(新規)等
- 【教育振興部指導課作成資料】



被差別部落出身者の人権 ~「部落差別の解消の推進に関する法律」施行~

平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。本法の第5条において、「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。」と規定されています。

部落差別解消推進法とは？

部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としたものです。

同和問題(部落差別)とは？

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の重大な人権問題です。

- (事例1) 結婚・就職等における差別
- (事例2) 差別落書き等(インターネット上を含む)
- (事例3) 差別につながる身元調査等
- (事例4) えせ同和行為 ※同和問題を口実に、本を売りつける、寄付金を要求するなどの行為は、同和地区出身者等に対する偏見を助長し、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。



【法務省・全国人権擁護委員連合会資料】

部落差別の解消に向けた教育活動等

<授業における教育活動>

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、人間の尊重についての考え方を基本的人権を中心に深めさせること等について指導することを通じて、同和問題を含む人権課題に対する取組を推進する。

<教職員への研修>

教育委員会及び学校における研修等の実施

<啓発活動>

法務省が作成したパンフレット等を活用した啓発活動
【文部科学省研修資料】



同和問題(部落差別)に関する参考資料

- ◆YouTube「法務省チャンネル」(<https://www.youtube.com/M0Jchannel>)
- ◆法務省人権擁護局HP (<http://www.moj.go.jp>)
- ◆「人権ライブラリー」(<http://www.jinken-library.jp>)

様々な人権課題(北朝鮮当局による拉致問題)

1970年頃から80年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。平成14年に北朝鮮は日本人拉致を認め、5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ問題の解決には至っておらず、千葉県にも拉致の可能性を排除できない失踪者がいます。拉致問題に対する関心と認識を深めていくことが大切です。

人権課題としての「拉致問題」について

○「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(H18.6施行)

- ・拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努める。
- ・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日～16日)

○「人権教育・啓発に関する基本計画」(H14.3策定、H23.4一部変更)

- ・「北朝鮮当局による拉致問題等」を追記。
- ・児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進することを明記。

○「千葉県人権施策基本指針」(H27.2改定)

- ・「北朝鮮当局による拉致問題」を追記。

アニメ「めぐみ」の積極的な活用を!

<指導にあたっての留意点>

- 児童生徒の理解を深めるよう工夫する。
- 各教科等の特質、児童生徒の発達段階等を踏まえた指導を行う。
- 新たな差別や偏見を生み出すことのないよう配慮する。



拉致問題に関する参考資料

- アニメ「めぐみ」
- 映画「めぐみ-引き裂かれた家族の30年」
- 拉致被害者御家族ビデオメッセージ～必ず取り戻す!愛する家族へ～

◆拉致問題対策本部HP (<http://www.rachi.go.jp>)

◆政府インターネットテレビ (<http://nettv.gov-online.go.jp>)



障害のある人の人権 ～「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が施行～

聴覚に障害のある方の意思疎通に使われる、手話等(手話、筆談等)を普及するための「千葉県手話言語条例」が議員提案により平成28年6月に成立し、平成28年6月28日から施行されました。【千葉県教育委員会HP】

<目的> 第1条

この条例は、手話が言語であることの明確な認識の下、手話等を活用した聴覚障害者の情報の発信及び受信の重要性に鑑み、手話等の普及の促進について、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策を推進するための基本的な事項を定めることにより、聴覚障害者と聴覚障害者以外の者とが共生することのできる地域社会の実現並びに聴覚障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

<基本理念> 第3条

- 聴覚障害者の特性に応じた意思疎通並びに情報の発信及び受信のための手段の確保は、全ての人が相互に意思を伝え、理解し、及び尊重し合うことを基本に行われなければならない。
- 手話の普及の促進は、手話が独自の言語の体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであるとの認識の下、図られなければならない。



「手話等」とは? 第2条から

手話、要約筆記、触手話、指点字、筆談その他の聴覚障害者が日常生活又は社会生活を営む上で使用する意思疎通のための手段

学校における手話等の普及 第12条から

- 聴覚障害児がその特性に応じた手話等を学び、又は手話等を用いて各教科若しくは各領域を学ぶことができるよう、教職員の手話等に関する技能を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 聴覚障害児に対する手話等に関する学習の機会の提供並びに聴覚障害児の保護者に対する教育に関する相談への対応及び支援に努めるものとする。

【千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例】

「人権」という視点で考えてみよう!

チェック項目

チェック項目	/	/	/
1 「○○調べ」「□□がんばり表」等を掲示するのは、効果的だと思う。			
2 「レベルの高い学校」「いい職業」という言い方をすることがある。			
3 「成績や調査票に影響する」と言って、児童生徒を指導することがある。			
4 身体測定等で計られる記録が、周りの子にまで聞こえることがある。			
5 「○丁目の子は、だらしない子が多い」と思ったことがある。			
6 担任はクラス全体を見るので、障害のある子の学習はサポートの職員に任せている。			
7 係の予定を聞きにきたとき、児童生徒の顔を見ずに答えることがある。			



【「あなたはどう思いますか?」より抜粋(指導課作成)】

ここに例示されたものは、見方や立場を変えることで見えてくる問題もあります。自らの教育活動を、人権尊重という視点で振り返るための点検表として活用しましょう。